

1. 事故概要

1月2日17:47頃、日本航空JAL516便（新千歳発羽田行き）が海上保安庁所属JA722A（被災地への支援物資輸送準備中）とC滑走路で衝突

日本航空 JAL516便（エアバス式A350-900）

乗員12名 乗客367名（うち幼児8名）

総計379名【全員生存（負傷等15名※）】

※打撲1名、捻挫1名、体調不良によるクリニック受診13名

海上保安庁所属 JA722A（ボンバルディア式DHC8-300）

乗員6名【1名生存、5名死亡】

2. 滑走路の運用状況・旅客への影響

A・B・D滑走路は2日21時29分に運用再開

C滑走路は8日0時00分に運用再開

2日から9日までに欠航1491便、影響旅客数約26万人

3. 調査及び捜査の状況等

2日より、運輸安全委員会の調査、警視庁の捜査開始。現場検証を終了し、順次関係者への聞き取りを進めているところ

運輸安全委員会による調査及び警視庁による捜査に全面的に協力

3日、日本航空機及び海上保安庁機などと管制機関のやりとりを公表（別紙）

6日までに、運輸安全委員会は、日本航空機及び海上保安庁機それぞれのフライトレコーダー及びボイスレコーダーを回収・解析中

4. 国土交通省の対応

(1) 航空局の対応

事故直後に対策本部を設置

2日、本邦航空会社に対し、最大限の運航の検討、空港ターミナル会社に対し、滞留旅客への必要な支援を指示

3日、航空会社及び管制機関へ、基本動作の徹底及び管制指示を受けた場合の確実な復唱を含む安全運航のための手順徹底を指示

6日、羽田空港において滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員を配置

9日、緊急対策を公表

12日、外部有識者を含めた検討委員会の詳細を発表

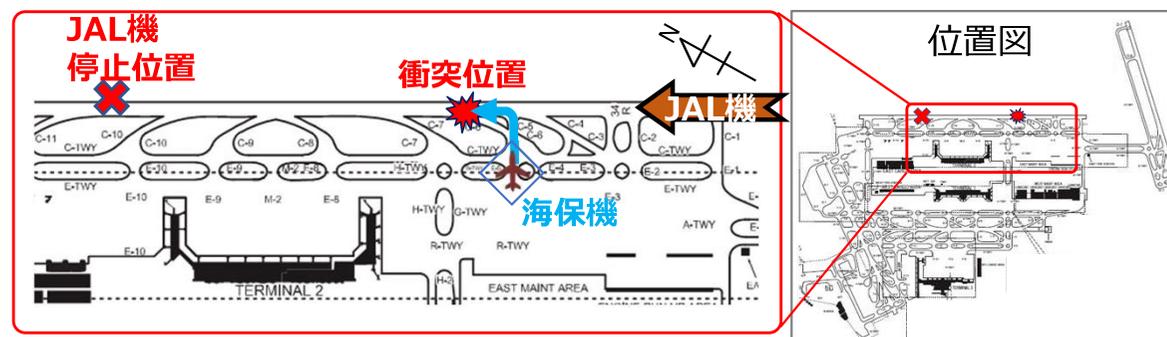
(2) 海上保安庁の対応

事故直後に海上保安庁及び第三管区海上保安本部に対策本部を設置

2日、全管区海上保安本部あて、航空機の安全運航の徹底を指示

5日、全管区海上保安本部等あて、船艇・航空機の緊急安全対策の実施を指示

<日本航空機と海上保安庁機の衝突の概況>



航空の安全・安心確保に向けた緊急対策

令和6年1月9日
国土交通省

1月2日に発生した羽田空港における航空機衝突事故を踏まえ、航空の安全・安心の確保に向け、以下の対策を緊急的に講じる。

1. 管制機関及び航空事業者等への基本動作の徹底指示（1/3実施済）

2. 管制官による監視体制の強化

○滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員の配置

（羽田空港について1/6より実施済。レーダーが設置されている成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

3. パイロットによる外部監視の徹底、視覚支援

（1）航空事業者等への滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視の徹底指示（1/8実施済）

（2）滑走路進入手前の停止位置標識の高輝度塗色

（羽田空港C滑走路について1/6実施済。羽田空港A・B・D滑走路及び新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

4. 滑走路進入に関するルールの徹底

（1）滑走路進入に関する管制用語のパイロットへの周知徹底（1/8実施済）

（2）滑走路進入に関する管制指示の更なる明確化

例：航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2等）の提供を当面停止

（羽田空港について1/8実施済。以降、全空港で順次実施予定）

（3）滑走路周辺の走行に関する注意事項の航空事業者等への周知徹底

（羽田空港について1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

5. 関係者間のコミュニケーションの強化

○管制官とパイロットの交信に関する緊急会議の開催

（羽田空港について1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

1. 設置趣旨

令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえ、滑走路における航空機等の衝突防止のための、さらなる安全・安心対策をハード・ソフト両面から検討する。

2. 今後の進め方

第1ステップ 1月9日(火)発表

航空の安全・安心確保に向けた緊急対策

第2ステップ

羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会

【主な検討事項】

- パイロットと管制官に対する注意喚起システムの強化の必要性
 - パイロットと管制官の交信の見直しの必要性
- 等

【今後の進め方】 ※毎月1~2回開催

第1回 概要説明及び意見交換

第2回~ ・有識者等からのヒアリング

・海外事例報告

・今後の安全・安心対策の方向性 等

今夏 中間とりまとめ(予定)

第3ステップ

運輸安全委員会の調査報告を受けた抜本的対策

令和6年1月7日
航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
航空局交通管制部運用課

羽田空港のC滑走路運用再開について

羽田空港において1月2日（火）に発生した事故により、運用を停止していたC滑走路について、1月8日（月）0時00分から運用を再開することになりました。

羽田空港において1月2日（火）に発生した、日本航空516便と海上保安庁機の衝突事故により、運用を停止していたC滑走路について、1月8日（月）0時00分から運用を再開します。

まず、北風時については、施設の損傷等の問題はないことから、C滑走路運用再開時点で事故発生前と同様の運用（別添経路①・②）が可能となり、処理容量も天候にかかわらず事故発生前の水準に回復します。

次に、南風時については、常に計器着陸装置（ILS）を活用した悪天時の都心上空ルート（別添経路③）の運用を行うこととします。これにより、南風時の処理容量も天候にかかわらず事故発生前の水準に回復します。

（※）C滑走路運用再開後の南風時の経路については、1月5日（金）時点では、「本来であれば都心上空ルート（別添経路④）で運用する時間帯（15時～19時のうち3時間程度）においても、千葉市等千葉県上空を通過するルート（別添経路⑤）での運用を当面続ける」旨公表しましたが、その後、悪天時に都心上空ルートを運用するために必要な施設（ILS）の動作確認が取れたため、南風時は常にILSを活用した悪天時の都心上空ルートの運用を行うこととします。

なお、今回の事故により一部の施設（進入角指示灯（PAPI））が損傷していることから、この南風時のILSを活用した臨時の運用は概ね一か月以内続く見込みであり、その間、ILSを活用した経路下の皆様にはご迷惑をお掛けすることになります。国土交通省としては、出来る限り早期に本来の運用に戻せるよう損傷した施設の復旧に全力を挙げて取り組んで参りますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

<飛行経路について>

航空局航空ネットワーク部首都圏空港課 代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8721

<C滑走路運用再開について>

航空局交通管制部運用課 代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8751

令和 6 年 1 月 1 9 日
航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
航空局交通管制部管制技術課航空灯火・電気技術室

羽田空港において損傷していた一部施設の供用再開について

羽田空港において1月2日（火）に発生した事故により、損傷していた一部施設（進入角指示灯（PAPI））について、1月20日（土）6時30分から供用を再開することになりました。

羽田空港において1月2日（火）に発生した、日本航空516便と海上保安庁機の衝突事故により、一部の施設（C滑走路北側の進入角指示灯（PAPI））が損傷していましたが、当該施設について復旧工事及び機能確認作業が完了したことから、1月20日（土）6時30分から供用を再開します。

1月8日（月）のC滑走路運用再開以降、南風運用時であって都心上空ルートで運用する時間帯（15時から19時のうち3時間程度）については、上記施設の損傷により、常に計器着陸装置（ILS）を活用した悪天時の都心上空ルート（別添経路①）の運用を行ってききましたが、本施設の供用再開により、好天時においては、本来運用する都心上空ルート（別添経路②）での運用に戻すこととします。

なお、北風運用時については、施設の損傷等の問題がなかったことから、C滑走路運用再開時点で事故発生前と同様の運用（別添経路③・④）を行っていたため、飛行ルートに変更はありません。

また、処理容量については、風向きに関わらず、C滑走路運用再開時点で事故発生前の水準に回復していたため、今般の施設の供用再開によって変わるものではありません。

C滑走路運用再開時点よりこれまでの間、南風運用時において、ILSを活用した経路下の皆様にはご迷惑をお掛けしました。国土交通省としては、引き続き航空の安全・安心の確保に取り組んで参ります。

【お問い合わせ先】

<飛行経路について>

航空局航空ネットワーク部首都圏空港課 代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8716

<進入角指示灯（PAPI）の供用再開について>

航空局交通管制部管制技術課航空灯火・電気技術室 代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8745